

財団法人 河北文化事業団寄附行為

財 団 法 人  
河 北 文 化 事 業 团  
設立 昭和30年3月16日

## 第一章 総 則

第1条 この法人は、財団法人河北文化事業団と称する。

第2条 この法人は、事務所を宮城県仙台市青葉区五橋一丁目2番28号河北新報社内に置く。

## 第二章 目的及び事業

第3条 この法人は、学術、文化に顕著な業績のあったものを顕彰するとともに芸術、文化に関する事業を行いもってわが国学術、文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術、文化、教育に功労のあった者に対する「河北文化賞」の授与
- (2) 文化の維持発展のための音楽会、映画会、演劇会、講演会、講習会、展覧会及び体育会等の開催
- (3) 文化事業団相互の連絡協調
- (4) 文化事業に関する研究、調査、並びにこれらに関する資料の刊行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第三章 資産及び会計

第5条 この法人の資産は、次の通りである。

- (1) この法人設立当初の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

運用財産は、基本財産以外の資産とする。

但し、寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は定期預金として理事長が保管する。

第8条 基本財産は譲渡し、交換、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事現在数3分の2以上の議決を得、且つ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる収入、及び事業に伴う収入その他運用財産をもって支弁する。

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前理事長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出さなければならない。

事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同じである。

第11条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後3箇月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表及び事業報告書並びに財産増減計算書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

第12条 第8条但し書き及び収支予算書で定めるものを除く外、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。但し、借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)については、理事現在数の3分の2以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第13条 この法人の事業年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終る。

#### 第四章 役員、評議員及び職員

第14条 この法人には、次の役員及び評議員を置く。

理 事 7名以上10名以内（内理事長1名 常務理事1名）

監 事 2名又は3名

評議員 15名以上20名以内

第15条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長1名、常務理事1名を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第16条 評議員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

2 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

第18条 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定める事項の外この法人の業務に関する事項を議決し執行する。

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

第20条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項の外、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第21条 この法人の役員及び評議員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員及び評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員及び評議員は、その任期満了後でも後任者が、就任するまでは、なお、その職務を行う。

4 役員及び評議員は、この法人の役員及び評議員たるにふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情がある場合には、その任期中といえども評議員現在数及び理事現在数おののの4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

第22条 役員は、有給とすることができます。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第23条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

職員は、理事長が任免する。

職員は、有給とする。

#### 第五章 会 議

第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。会議の議長は、理事長とする。

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ開くことができない。但し、書面をもって他の出席者に委任したものは、あらかじめ通知のあった事項については、これを出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに従う。

第26条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ、評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算についての事項
  - (2) 不動産の買入れ又は基本財産の処分についての事項
  - (3) 長期借入金についての事項
  - (4) 第1号、第2号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
  - (5) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項
- 2 第24条及び前条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において第24条及び前条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第27条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第六章 寄附行為の変更並びに解散

第28条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数おののの4分の3以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

第29条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数おののの4分の3以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第30条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数おののの4分の3以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第七章 雜 則

第31条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計画書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第32条 この寄附行為施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

## 付 則

第33条 この法人設立当初の理事及び監事は、次の通り。

### 理 事

仙台市長町鹿野屋敷64	一 力 次 郎
仙台市北五番丁7の3	菅 野 千代夫
仙台市北五番丁27	小 林 藤 吉
仙台市南鍛冶町96の8市営アパート24	高 嶋 直 定

仙台市二本杉通9 東京都中央区銀座西8丁目9の1  
仙台市二本杉通9 監事  
仙台市二本杉通9 仙台市北二番丁148

日野 勝次郎 武藤 徳郎 上田 晶二  
高橋 要治 横田 克己